

学 会 彙 報

2006年4月20日 西日本教育行政学会第28回大会プログラムの発送

2006年5月18日 『教育行政学研究』第27号の刊行

<研究論文>

職能成長を促す校長の指導助言昨日についての一考察

—道徳教育の授業研究を中心に据えた校内研修を通して—

富久 國夫（兵庫教育大学大学院連合院生）

台湾における中学校教員の力量の実態と研修に関する研究

—管理職者による台中市の教員の力量評価

及び教員に要求する研修領域の分析—

謝 媽文（高苑科技大学）

「福岡市障がい児教育プラン」策定におけるパブリック・コメントの反映

堀田 哲一郎（鹿児島国際大学）

首長から見た教育委員会制度の諸問題

—市町村長に対する面接調査の結果を中心に—

柳林 信彦（筑波大学大学院）

堀 和郎（筑波大学）

「能力開発型」教職員人事評価制度の運用実態とその課題

—「広島県内公立学校長悉皆調査」の分析を通して—

古賀 一博（広島大学大学院）

市田 敏之（高田短期大学）

酒井 研作（広島大学）

赤木 由佳（広島大学大学院・院生）

唐澤 健（広島大学大学院・院生）

坂本 泰雅（広島大学大学院・院生）

郭 仁天（広島大学大学院・院生）

何 京玉（広島大学大学院・院生）

2006年5月20日

西日本教育行政学会第28回大会開催<高松大学・高松短期大学>

<研究発表>

現代中国幼稚園教員養成制度の現状と課題

—アンケート調査の分析を通して—

何 京玉 (広島大学大学院・院生)

中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方」
の成分経過に関する考察

堀田 哲一郎 (鹿児島国際大学)

「能力開発型」教職員人事評価制度の運用実態とその課題 (第一報)

—「広島県内公立学校長悉皆調査」の分析を通して—

古賀 一博 (広島大学大学院)

市田 敏之 (高田短期大学)

酒井 研作 (広島大学)

赤木 由佳 (広島大学大学院・院生)

唐澤 健 (広島大学大学院・院生)

坂本 泰雅 (広島大学大学院・院生)

郭 仁天 (広島大学大学院・院生)

何 京玉 (広島大学大学院・院生)

2006年11月2日

学会ニュース第49号発行

『教育行政学研究』第28号の投稿申し込み用紙発送

2007年2月28日

西日本教育行政学会第28回大会案内, 発表申込書等発送

西日本教育行政学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究会を通して、その研究を発表することができる。

第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額6,000円とする。

第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

第3章 役 員

第8条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）

なお、副会長は複数置くことができる。

2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長の下で会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。

第13条 1) 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

2) 任期途中で役員交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会

員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の大会開催日に始まり、翌年の大会前日に終わる。

第5章 研究会及び研究物の交換

第17条 研究会は、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規定は別にこれを定める。

第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行われる。

附 則

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

附 則（昭和55年11月9日一部改正）

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（昭和56年11月23日一部改正）

本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則（昭和57年11月13日一部改正）

本会則は、昭和57年11月13日より施行する。

附 則（昭和60年12月7日一部改正）

本会則は、昭和60年12月8日より施行する。

附 則（昭和60年11月15日一部改正）

本会則は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則（昭和62年11月14日一部改正）
本会則は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則（平成元年11月18日一部改正）
本会則は、平成2年4月1日より施行する。

附 則（平成8年5月18日一部改正）
本会則は、平成8年5月18日より施行する。

附 則（平成15年5月24日一部改正）
本会則は、平成16年5月15日より施行する。

西日本教育行政学会機関誌刊行規定

- 1 本会は、機関紙「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
- 2 本機関紙は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
- 3 機関紙に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局を応募するものとする。
- 4 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。
編集委員会は、中国・四国地区2名・九州地区2名によって構成される。
編集委員の任期は2年とする。但し再任を妨げないものとする。
- 5 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。
- 6 「教育行政学研究」原稿執筆要領の2に定める原稿規定枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。
- 7 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

「教育行政学研究」原稿執筆要領

- 1 論文原稿は未発表のものに限る。
- 2 論文原稿は、400字詰横書原稿用紙30枚以内とする。
- 3 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。なお、日本語ワープロの場合は、1ページ45字×38行の7ページ以内とし、A4の用紙に打ち出した原稿とフロッピーの両方を提出するものとする。
- 4 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
- 5 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
- 6 外国人・地名に言語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。
- 7 外国語でAbstract（約1365字）を作成し、論文題目の後に挿入すること。
- 8 原稿締切は毎年12月15日とする。
- 9 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること。
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

編 集 後 記

今年もようやく紀要が完成いたしました。例年、学会当日までタイトな日程で編集作業を行っておりますが、これもレフェリー制に基づく厳正な審査を心掛けているためと覚悟しているところです。

一方、現況からすれば、会員数も限られた学会ですから、投稿者の数が少ない点は如何ともしがたいのかもしれませんが、しかしながら、編集責任の一端を担う者からすれば、学会活動を一層賦活化させる意味からも、会員各位のより積極的な投稿が望まれるところであります。特に若手会員の方の意欲的な投稿を切望いたします。

今号の掲載論文数は3本ですが、いずれも本学会誌に相応しい水準に達するものばかりです。投稿者各位の努力はいうまでもありませんが、学会誌としての水準維持のために厳しいご意見やご批判をいただいている編集委員の方々のご貢献も重要です。この場を借りて厚く御礼申しあげたいと存じます。

本紀要論文の成果が課題山積のわが国教育行政の地平を僅かでも切り開き、その改善に寄与することを念じております。

編集委員長 古賀 一博

【『教育行政学研究』第28号編集委員会】

委員長 古賀 一博（広島大学大学院）

委員 堀 和郎（筑波大学大学院）

委員 前原 健三（武庫川女子大学）

委員 岡本 徹（広島修道大学）

教育行政学研究

印 刷 平成 19 年 5 月 16 日

発 行 平成 19 年 5 月 18 日

発 行 者 西日本教育行政学会
〒739-2116
東広島市高屋うめの辺1番
近畿大学工学部織田成和研究室
TEL082-434-7000（内線214）

印 刷 所 グランド印刷株式会社
〒770-0941
徳島市万代町6丁目20-15
TEL088-622-8448

Studies on Educational Administration

- Yuka AKAGI : A Legal Analysis of Early Childhood Education System in
New Zealand:
Analyzing the Education Act 1989
- Jingyu HE : The Kindergarten Teacher Training System in China:
A survey on Kindergarten Teachers in Jilin "A" city
- Kazuhiro KOGA : A New Personnel Evaluation System for Professional
Development (second report):
Toshiyuki ICHIDA
Kensaku SAKAI : A Survey on Principals of Public Schools in Hiroshima
Yuka AKAGI Prefecture
Takeshi KARASAWA
Taiga SAKAMOTO
-

No.28 Jun 2007

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research